平成２３年（フ）第４９２号
神奈川県厚木市中依知27番地
債務者　杉山　健二
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４９３号
神奈川県厚木市下荻野376番地11　グリーンヒルハイム105
債務者　山砥　博志
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５２２号
神奈川県秦野市平沢962番地の８
債務者　髙橋　二三
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５４７号
神奈川県中郡二宮町富士見が丘２丁目25番20号
債務者　堀井　祥彦
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４９号
新潟県妙高市田口1456―５、住民票上の住所新潟県新潟市中央区花園１丁目３番５号
債務者　石丸　貞次
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第６６号
新潟県上越市大字三田新田338番地１
債務者　尾﨑　栄治
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第６７号
新潟県上越市稲田２丁目６番20号　ハイツ恵102号
債務者　猪俣　孝善
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７３号
新潟県上越市藤巻３番19号　ハイツけやき101号
債務者　杉田　邦広
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７５号
新潟県上越市西本町２丁目４番26号
債務者　塩﨑　藤男
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７８号
新潟県上越市大字岩木97番地２　コーポ順13号
債務者　工藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第８５号
新潟県上越市大字岩木2177番地11　コーポ飛鳥１―Ｅ号
債務者　白石　克己
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２１０２号
愛知県北名古屋市鹿田合田148番地　グリーンビレッジ201
債務者　岩谷　尚美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１１７号
名古屋市中川区高畑３丁目115番地　グリュックハーベン203号
債務者　長谷川さおり
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１７９号
名古屋市中村区藤江町３丁目121番地　山崎アパート
債務者　大橋　正勝
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２０３号
名古屋市北区東味鋺１丁目805番地　県営味鋺住宅１棟201号
債務者　横山　博幸
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２２号
香川県高松市寺井町925番地27
債務者　三好　　満
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７６８号
仙台市青葉区上杉２丁目１―26、従前の住所宮城県東松島市大曲字土手下南118番地２
債務者　津田　雄太
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係